

後期高齢者医療制度 海外療養費支給申請について

1、支給について

海外旅行中や海外赴任中に急な病気やケガなどによりやむを得ず、海外の医療機関で診療等を受けた際にかかった費用が対象です。申請書類をご提出いただき、審査の結果、東京都後期高齢者医療広域連合が必要と認めた場合に支給されます。(不支給の場合もありますので、予めご了承ください。)

～ご注意ください～

- ◆治療目的の渡航は対象となりません。
- ◆療養費の給付は、受けた医療行為が日本国内で認められているものであり、かつ日本の保険適用範囲内に限ります。
※日本では保険適用とならない臓器移植（例えば肺や心臓の移植）や、人工授精の不妊治療、性転換手術等は対象となりません。
- ◆国外への送金はできません。
- ◆診療月から2年以内にご申請ください。

2、手続きの流れについて

- ①医療費の全額を海外の医療機関に支払うとともに、担当の医師等から治療内容やかかった金額等（明細を含む）についての証明をもらってください。
- ②帰国後に、市役所で申請手続きを行ってください。
- ③東京都後期高齢者医療広域連合での審査後、支給となります。（審査には、2～3か月程度かかりますので、予めご了承ください。）

3、支給額について

- 日本の保険医療機関等で同様の疾病等について療養の給付等を受けた場合を標準（標準額）として決定されます。

【具体例】 ①実際に支払った額が標準額よりも大きい場合

⇒標準額から被保険者の一部負担金相当額を控除した金額を支給。

②実際に支払った額が標準額よりも小さい場合

⇒実際に支払った額から被保険者の一部負担金相当額を控除した金額を支給。

- 外貨については、支給決定日の外貨為替換算率（売レート）を用います。この支給額に1円未満の端数があるときは、端数金額は切り捨てます。

裏面に続く